

書評

佐藤雄基著

『日本中世初期の文書と訴訟』

(山川出版社、二〇一二年)

朝比奈 新

一

本書は、二〇一一年に東京大学へ提出した博士論文「日本中世初期の文書機能と訴訟の研究」が基礎となっている。既発表の諸論文に一部新稿を加えた形で、再構成された論文集である。まず、各章の内容について簡単に紹介しておきたい。

二

序章 本書の課題と視点

第一部 文書機能論と文書史 — 古代文書から中世文書へ

第一章 牒と御教書 — 文書の機能論的系譜

史苑(第七四卷第一号)

第二章 院庁下文と国司庁宣 — 文書史と政治史

第一部 小括

第二章 院政期訴訟と文書機能論 — 権門裁判

第三章 院政期の挙状と権門裁判 — 権門の口入と文書の流れ

第四章 権門裁判における「裁許状」の機能 — 去文と安堵状

第二部 小括

第三章 院政期訴訟から鎌倉幕府訴訟へ — 裁許の位相

第五章 勘状と裁許 — 鎌倉幕府裁許状の歴史的位置

第六章 鎌倉幕府の起請文と裁許 — 神仏と理非

第三部 小括

終章 まとめと展望

序章では、本書の課題と視点を取り上げている。まず、文書機能論を「定点」とすることで「定点」と総合を失った古文書学をめぐる諸研究を、体系化していくことが可能であると指摘する。従来の法制史的な研究は、様式と機能との連関に注目する様式論的機能論から、訴訟制度の姿を読み取る傾向にあった。そこで、様式論的機能論とは異なる研究方法を用い、様式と機能のズレに注目して、国家像なり社会像について考え直すことを志す。最初に、三つの課題を設定した。①文書の機能論的研究という手法を用い

る。まず、様式と機能のズレに特徴がある中世文書を、利用する人の動きに注目する。そして、訴訟と紛争解決の構造と特質を解明する。②上位権力の裁判と当事者間の紛争解決とを、連関させる視点を持つ。そして、文書機能論を通じて、権門裁判を中心として中世の裁許者の当事者的性格を論ずる。③武家法・幕府法を中心に構想されてきた日本法制史の見直しを行う。武家法発達史に偏りがちであった従来の鎌倉幕府研究を、院政期を中心として論ずる。そして、鎌倉幕府の位置づけを再検討することを課題とする。このように本書では、文書機能論・訴訟研究の観点に基づいた古代・中世の移行期の研究を、三部構成で展開する。

第一章では、牒と御教書との系譜的關係を探り、古代〜中世文書への展開を論じた。八・九世紀における牒は、一一世紀以降の奉書・御教書と同じ機能を担っていた。奉書様式をとる文書は牒を基本としながらも、奈良期には様式が一定しなかった。延暦二三年の格により、家牒の文書様式は「三位以上」という基準を設けられ、中世の奉書・御教書の認識の淵源になったと考える。一方、文書の機能を反映した形で、奉書様式ではなくとも「御教書」「院宣」と呼称された用例も存在する。つまるところ、文書の機能や、同時代の認識を考える際には、その様式論的定義よりも、「御教書」という呼称に注目すべきポイントがあると

指摘する。古代文書の個人の牒は、残存史料の下限がおよそ九世紀後半である。一方、院宮王臣家の下達文書としての告書の初見は九世紀中葉、御教書も一〇世紀中葉にまでしか遡らない。このことから、九世紀末から一〇世紀前半にかけて、牒から御教書へ転換したと推測する。そして、中世文書の文書体系の始まりを九世紀に求めた。

第二章では、一一〜一二世紀における国司庁宣との關係を中心とした院庁下文の機能を、三類型に分けることで、院権力の初段階を検討している。A型は、院庁下文を施行するために国司庁宣が発給されるといふものである。在庁官人宛の院庁下文は、一〇世紀の国衙宛「家牒」系譜の文書である院庁牒の機能を引き継いでいる。院政期の院権力が国衙を組み込んで、立荘など諸国支配を勧めたことを反映している。B型は、国司庁宣の施行を在庁官人等に命ずる形式の院庁下文である。院権力による国司庁宣発給過程への関与は、鳥羽院政期には明確に院宣を用いる。後白河院政期には、訴訟当事者から院宣による国司庁宣を獲得後、さらに「国司庁宣の安堵状としての院庁下文」が求められるようになる。保元新制において前代の院庁下文が荘園領有の公驗として認められたことで、国司庁宣より院庁下文が実際の公驗として残されたことで、C型は、国司庁宣とは無關係に発給される院庁下文である。後白河院政期には、堺相

論の裁定など国土高権に関わる機能を、太政官裁判に代わって果たすようになる。内乱期、武士狼藉の停止を命ずる院庁下文が発給されるが、鎌倉幕府権力の諸国国衙在庁進退権が成立したことで、発給されなくなる。そして、在庁官人宛の院庁下文に注目すると、B型、C型の手続きのものが保元の乱後、登場し、ともに院権力の諸国支配に関わる機能を果たしていたと指摘する。

第三章では、院政期の権門裁判について、訴訟当事者の観点から、訴人以外の発給文書である挙状の機能論的分析を通して実態に迫った。院政期には、本所裁判権を有さないような問題でも、沙汰を寄せられた権門の挙状が発給される。実際に在地の訴状を受けて、まず挙状を発給するのは、中・下貴族である預所クラスである。彼等は階層的には、権門につらなつて都鄙間を結び、在地の相論に口入した存在である。実際の仲介者・口入人である「預所の挙状」を媒介に、下からの要請に応じて、本所の権威を仰ぐかたちで、「本所の挙状」は選択的に求められた。鳥羽院政期末期後白河院政期には権門の口入により、在地の紛争がむしろ激化していった。そのため、預所など中間的なクラスから在地の寄沙汰を自制・抑制する成文法制定の動きがおき、それは本願起請のかたちをとって行われた。こうした本所の「御起請」を預所や大衆が奉ずるといふかたちで、

鳥羽院政期・後白河院政期に本所法は生成する。このような本所法の中から鎌倉幕府法に結実する高度な訴訟法が生まれたと論じている。

第四章では、権門裁判における裁許状の機能を、紛争解決にみられる当事者の性格に注目することで明らかにしている。紛争解決において、去文・安堵状の機能を果たしていた文書も、様式上は、裁許状として理解されてきた。一見して裁許状にみえる様式の文書であっても、機能に注目すれば、去文として理解できる。このような様式と機能のズレに注目すると、本所・権門は第三者などではなく、当事者の性格をもって、裁許者として引き込まれていたことがわかる。まず、本所・本主（権門）が論人の權益を放棄する去文としての機能を持つ裁許状がある。相論相手の權威を主張する上位権力から、去文としての下文を得ることが、当事者間交渉において重要な切り札となっていた。逆に、本所・本主（権門）が自分の関係者の権利を保護する安堵状としての機能を持つ「裁許状」もあった。すなわち「権門裁判」とは、自身の權益の擁護ないし放棄として把握でき、権門の判断を示す「裁許状」は、去文あるいは安堵状として機能する。政所下文成立以前の一〇世紀の告書もまた、一一世紀の政所下文と同様、去文や安堵状としての機能を果たしていた。権門・本所の裁許は、第三者ではなく

当事者のな性格をもつからこそ、去文・安堵状という機能を果たし、紛争解決において有効に機能すると結論付けた。

第五章では、院政期以来の明法勘文・記録所勘状の機能を検討することで、鎌倉幕府裁許状の成立過程を明らかにしている。明法勘文は、訴訟当事者に客観的な判断を供給するものであったが、当事者によって保管・利用されるという点では、裁許状の機能に似ている。裁許状と比較すると、訴訟当事者による合意形成・紛争解決に組み込まれ、両当事者の主張を踏まえた理非判断に関わる文書として、裁許状と補完的に機能していた。裁許状の方は上位権力の判断を示す文書という、本来の性格が顕著であり、理非判断というより、むしろ安堵状に近い性格すらもつ。一方、院政期の記録所勘状もまた、訴訟当事者に見せられ、交渉・合意形成に利用されていた。裁許と理非判断とが相互に自立しつつあった。だが鎌倉前期には審理段階での訴訟当事者による介入が続き、しばしば混乱を引き起こした。このような状況下、鎌倉前期の幕府でも、公家政権の記録所勘状をモデルとした問注所勘状が、当事者主義的に利用されていた。しかし、嘉禄元年の評定衆設置後は勘状引用型の裁許状は姿を消し、勘状の機能を文面に吸収した典型的な鎌倉幕府裁許状が成立した。勘状と裁許状は事実上一体化して、勘状の作成・利用に当事者の関与する余地はなくなっ

た。こうした幕府の訴訟改革の影響が、九条道家期・後嵯峨院政期の公家訴訟に及ぶと、鎌倉中・後期には幕府をモデルとして、公家訴訟が整備されていったと論じている。

第六章では、鎌倉幕府訴訟で利用された起請文の機能を検討し、院政期から鎌倉期への展開に、一定の見通しを示した。院政期の起請文利用は、本所法の世界において生まれた。しかし、本所裁判自体にはなく、荘園領主と在地との結節点に位置する預所レヴェルでの利用であった。鎌倉幕府は、院政期の本所法から多くを継承する形で起請文を利用していく。一二三〇年代には、相論の立証手続きに起請文を組み込んでいた。そこには、当事者間の個別事情と平衡感覚を、無視しえない執権政治期の幕府訴訟の特質があった。一二五〇年代以降になると、訴訟当事者の起請文に代わり、証人や使節が証言に偽りがないことを誓う「起請之詞」を、付した請文の提出が定式化する。それらも史料上「起請文」として表現されていた。参籠起請と証人申状は、院政期に萌芽的なものを見いだせる。幕府の影響によって、鎌倉後期には、公家政権における起請文の利用が本格的に始まった。但し、使庁では、南北朝期まで起請文を忌避する公家法や庁例の独自の法理は、残っていったと指摘する。

終章では、まとめと展望を示された。①古代文書から中

世文書への展開は、九世紀後半〜一〇世紀に最初の転換が見出され、一一世紀には新たな変化が起こる。権門が用いる文書が、国衙に対しては牒から御教書、郡司刀禰以下の在地に対しては、告書から下文へと変化したと述べる。② 権門裁判については、淵源が九世紀に遡り、院政期には、裁許と施行ないし当事者間交渉、あるいは是非判断（勘状）と裁許とが分化し、独自の動きを示すようになった。一二世紀後半以降は莊園制の安定化に伴って、院政期の権門裁判が原型となり本所裁判が確立する。院政期の権門が発給していた政所下文は、実際には国郡への働きかけ（挙状）、権門自身の権利放棄（去文）・権利擁護（安堵状）のための文書として機能していた。このように権門自らが様々な《縁》によって訴訟に引きずり出され、一方当事者の主人としての立場で裁許を行う様相を捉えて、《裁許者自身の当事者的性格》であったと指摘する。③ 鎌倉幕府訴訟の位置については、一二世紀中葉以降、本所の法圏をこえた口入や寄沙汰を禁ずる本所法が「起請」によって定立され、《縁》によって作用する権門裁判を制限する動きが起こった。幕府法は、院政期の公家法の影響を受けつつも、一本所としての性格から本所法の影響をうけたため、公家法とは異なる独自の裁許の論理を生み出した。逆に鎌倉中期以降は幕府の影響が公家政権に及んでいたことを指摘する。

最後に。東南アジアをはじめとする非西欧諸社会との比較史と、鎌倉後期や中世後期までを視野に入れた研究を、今後の課題として提示した。

三

以上の内容を踏まえて、本書の成果を述べるとする。第一に、従来の様式論・様式論的機能論に対して、文書を機能論で捉える手法を提示したことがあげられる。様式論古文書学の方法の問題点を指摘した上で、牒と御教書という異なる様式の文書同士に共通する機能という観点や、院庁下文や家牒・院宣などの関連性に注目し、文書の様式と機能、時期的変化を明らかにされたことは、高く評価すべき点である。

第二に、裁判を捉える際、《上から》の視点よりも、訴訟当事者である《下から》の視点を重視された点である。院政期の紛争解決における権門裁判の役割は、当事者の求めに応じたことであった。そして、関係機関に口利きをする役割を果たしていたことを、明らかにしている。また、政所下文は、紛争当事者の権利を破棄する「去文」や、権利保護を目的とする「安堵状」として機能していたことを指摘する。在地社会側からみることに、院政期の紛争解決において、上位権力が裁判で果たしていた機能を、

える見通しがつけられたことは重要である。

第三としては、武家発達史に偏りがちであつた鎌倉幕府訴訟を、院政期の社会から注目し、捉え直した点があげられる。裁判における勘文と起請文については、院政期以来利用され、鎌倉幕府訴訟との関連において、発達した文書であることを指摘する。理非と起請を中心とする武家法による裁許が、公家法とは異なるようになったのは、院政期の本所法からの影響であつた、という指摘は重要であると思われる。

以上のような重要な成果を確認しつつも、今後の議論の深化が望まれる論点を記しておきたい。一点目は、著者は、在地社会における紛争の原因について、如何なる位相を想定していたのか。紛争の原因の一つに山野の開発があげられるが、在地で生活する人々と、本所・権門との間に、領域認識のズレが生じていた可能性があるのではないだろうか。山野利用一つとっても、領主は立木、在地は下草という棲み分けがあつた。また、伐木や、田畠開発によつても、在地と本所・権門との間では、利害関係の生じる領域は異なつてくると考える。それが、在地における《縁》の選定に影響を及ぼしていたのか、気になる点ではある。

二点目は、中世を通して、本所・権門裁判の位置付けを、如何に荘園制の問題とリンクさせて捉えていくのか。中世

荘園制社会は、一世紀後半から一二世紀にかけて成立し、鎌倉末・南北朝期に再編成され、一五世紀末から解体していくという理解が知られている。しかし、本書において、荘園制が再編成されていく、鎌倉末期以降についての言及はみられない。今後、著者の本所・権門裁判に関する研究成果を踏まえた上で、それを如何に中世後期社会に繋げていくのが重要になってくる。中世全体を通して考察していくことで、荘園制ならびに本所・権門の存在を考える糸口になると思われる。

中世後期の権門裁判の事例で考えてみると、近江国菅浦は大浦との堺相論において、領主―領民関係だけによらない、複数の縁を頼っていることが確認される。菅浦・大浦ともに、訴訟先は、領主日野裏松家である。しかし、菅浦は、もう一つの領主山門檀那院に合力を頼み、代理訴訟人になってもらう寄沙汰をおこなつた。また、内蔵寮供御人身分としての縁を頼り、内蔵寮頭の山科家を通じ、幕府奉行人へ働きかけた。一方、大浦側も將軍の小姓であつた相国寺常徳院の縁を頼っている。紛争解決における訴訟について、在地は、様々な権門との縁を活用する。これは、中世後期、在地での紛争解決の際の訴訟のために、本所・権門は機能していたことを表している。紛争が頻発する中世社会では、自力救済の論理により、人的・物的損失を最小

限に抑えるための秩序が形成されていた。それが中世後期に入ると、村落間紛争が秩序を逸脱したことにより、統一政権の規制を受け入れることとなる。このような独自の紛争解決のための秩序を形成していた中世社会の中で、権門裁判を位置付けることは重要である。このことから、著者が、本書の中で提示した《下からの視点》による権門裁判の機能を、中世後期に対応させて分析を加えるべきであろう。

四

以上、評者の力量不足から、著者の意図とは全く異なる形の指摘に終始したことを、深くお詫びする。本書の内容は、中世初期の文書史や訴訟研究の枠にとどまらない。古文書学と歴史学の関係を考察する上で、重要な役割を果たすものと考ええる。著者は、本書刊行と並行して、イェール大学図書館所蔵朝河貫一文書などの資料を用いて、朝河貫一の再検討を中心に、史学史の分野で大きな成果を上げている。^{〔1〕}今後、日本中世史研究にとどまらず、古文書学・法制史・史学史といった学際的な方法論が、展開されることを期待したい。

(山川出版社、二〇二二年一月刊、A5判、三二二頁、定価五〇〇〇円(税別))

史苑(第七四卷第一号)

註

(1) 佐藤雄基「朝河貫一と比較封建制論 序説—個人資料に基づく史学史研究の試み—」(『歴史評論』七三二、二〇二一年)。

(本学大学院文学研究科史学専攻博士課程後期課程)